

むさしのＩＣキャッシュカード生体認証特約

1. 特約の適用範囲

生体認証とは、予めＩＣキャッシュカード内に登録された、お客さまの生体情報（指静脈情報）をパターン化した生体認証情報（以下「生体情報（指静脈パターン）」といいます。）と、来店したお客さまの指の静脈パターンを照合して本人確認を実施する方法をいいます。ＩＣキャッシュカードのうち生体認証機能を搭載したものを「生体認証対応ＩＣキャッシュカード（以下「生体対応ＩＣカード」といいます。）」といいます。この特約は、生体認証による取引を行うにあたり適用される事項を定めるものです。この特約は、「むさしのキャッシュカード規定」および「むさしのＩＣキャッシュカード特約」の一部を構成するとともに同規定および同特約と一体として取扱われるものとします。

2. 生体認証対象口座

- (1) 生体対応ＩＣカードは、当行所定の預金口座または当座貸越口座（以下「生体認証対象口座」といいます。）についてのみ利用できます。
- (2) 当行に生体認証対象口座を登録または削除する場合は、当行所定の書面により届け出てください。

3. 生体情報の登録

- (1) 生体認証取引は、当行所定の方法で生体対応ＩＣカードの交付を受けた後、当行本支店窓口にて当行所定の方法で生体対応ＩＣカード上のＩＣチップ内に生体情報（指静脈パターン）を、生体認証情報として登録することにより利用可能となります。なお、登録の際、本人確認資料その他当行所定の書類を提出するものとします。
- (2) お客さまの生体情報（指静脈パターン）は、お客さまが所持する生体対応ＩＣカード上のＩＣチップ内に暗号化して保管し、銀行のシステムや端末等には保管いたしません。

4. 生体認証の利用

- (1) 生体対応ＩＣカードは、生体情報登録の有無および現金自動支払機の種類に応じて、「生体認証取引」「生体認証によらないＩＣチップによる取引」「磁気ストライプ取引」の3通りの取引があります。
- (2) 「生体認証取引」は、生体情報登録済みの生体対応ＩＣカードで、ＩＣ対応している現金自動支払機のうち生体認証に対応している支払機において利用できます。
- (3) 「生体認証取引」は、暗証の入力による認証に加え、生体情報（指静脈パターン）の照合を行い、その同一性を確認した上で、払戻し、振込、振替、借入、各種照会、暗証の変更その他当行所定の取引を行います。
- (4) 生体情報登録済みの生体対応ＩＣカードを、生体認証に対応していないＩＣ対応の支払機で利用した場合、また、生体情報未登録の生体対応ＩＣカードを、生体認証対応している支払機で利用した場合は、「生体認証によらないＩＣチップによる取引」となります。
- (5) 生体認証登録済みの生体対応ＩＣカードであっても、ＩＣ対応していない支払機で利用した場合、「磁気ストライプ取引」となります。
- (6) 生体対応ＩＣカードのＩＣチップ上に保管された生体情報（指静脈パターン）は、本人確認以外の目的では利用いたしません。

5. 生体（指静脈パターン）の変更・解除

登録された生体情報（指静脈パターン）の変更、解除を行う場合は、当行所定の方法によって当行に届け出るものとします。当行は本人確認等、所定の手続きを行った上で、変更、解除を行い

ます。

6. カードの更新または再発行時の生体情報に関わる手続

カードの更新や再発行により、新たな生体対応 ICカードが発行された場合、古いカードは返却するとともに、すみやかに前記3.により、生体情報の登録を行ってください。

7. 1日あたりの利用限度額

生体認証による取引における1口座1日あたりの利用限度額は、当行所定の金額の範囲内とします。

なお、生体対応 ICカードは、「生体認証取引」「生体認証によらない ICチップによる取引」「磁気スライプ取引」について限度額を変更しまたは取引を停止することができます。

8. 代理人

当行所定の手続きにより、代理人カードを発行することができます。代理人が生体認証取引を行う場合、代理人の生体情報（指静脈パターン）を登録することにより利用可能となります。

なお、登録の際、本人、代理人の本人確認資料その他当行所定の書類を提出するものとします。

当行が代理人の確認を相応の注意を持って行ったうへは、本人が指定された正式な代理人として、当行は生体情報（指静脈パターン）の登録をいたします。

9. 個人情報取扱の同意

生体認証の申込者および申込者の代理人は、当行が生体認証による本人確認を行うため、下記の場合に、自己の生体情報（指静脈パターン）を生体対応 ICカード上の ICチップ内に保管し、利用することに同意するものとします。

- ① ICチップに生体情報（指静脈パターン）を登録する場合、またはその情報を変更、解除、確認する場合
- ② 対象口座の預金等に関し、当行が認めた払戻し、振込、振替、借入、各種照会、暗証の変更その他当行所定の取引をする場合

10. 特約の変更

(1) 当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本特約を変更することができます。

(2) 前項による本特約の変更は、変更後の特約の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

以上